

# IFRS news

## 年度末のための10のポイント

December 2015

多くの人が決算の繁忙期を迎えようとしています。2015年度の財務諸表について、検討すべき10のポイントを以下に記載します。詳細については、2015年に適用される新基準の要約を含む、直近の「[IFRS quarterly update](#)」(英語)をご参照ください。

### 減損レビューへの 規制当局の関心

減損は、規制当局にとって、引き続き関心の高い領域です。減損のトリガー事象(内部および外部の両方)の確認を忘れないようにしてください。とりわけ、金利環境、商品価格、カントリー・リスクおよび外国為替に注意してください。主要な仮定が外部市場で入手可能な情報と整合的であることを確認しましょう。開示を忘れずに行いましょう。規制当局は、企業が割引率やターミナル成長率だけを主要な仮定として誤って識別していることが多く、キャッシュ・フローを予測する際に基礎とした「主要な仮定」の開示を忘れていることが多いことに着目しています。

### 公正価値測定および 関連する開示

公正価値測定および関連する開示は、規制当局にとって関心の高い領域です。評価技法はIFRSの要求事項に準拠したものでなければならず、観察可能なインプットを最大限に使用する必要があります。また、利用可能な場合には、発行者は活発な市場における相場価格を調整なしで使用しなければなりません。公正価値が第三者によって決定される場合にはその旨を開示しなければなりません。発行者は、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明、評価技法に変更があれば変更の旨と変更の理由、公正価値ヒエラルキーのレベル、観察可能でないインプットにおける変更に対する感応度および現在の使用が最有効使用と異なっているかどうか等の情報を提供する必要があります。

### IFRS第12号の開示

IFRS第12号は、他の企業への関与の内容およびそれに関連するリスクを財務諸表の利用者が評価できるようにすることを目的としています。IFRS第12号は、投資先に対する支配、共同支配または重要な影響力を決定する際に行った重大な判断および仮定に関する開示を要求しています。また、企業は、重要性のある非支配持分を有する子会社について開示する必要があります。重要性のある非支配持分を有する子会社のサブグループの要約財務情報を開示する場合、企業は、要約財務情報をサブグループの連結情報に基づくものとするのか、あるいは、さらに分解して重要性のある非支配持分を有する個々の子会社に関する情報を表示するのかを決定するため、判断を行使しなければなりません。この論点は、IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)の2015年1月の会議で確認されました。詳細についてはPwCの公表物「[IFRS第10号および第12号に関するQ&A](#)」および「[IFRICアップデートー2015年1月](#)」(英語)をご参照ください。

### EUの国家補助

欧州委員会(EC)は、欧州連合(EU)の国家補助(state aid)に関連して、4つの重要事件の調査を行っています。ECはすでに、このうちの2件について、ECが違法とみなした国家補助を取り戻すよう加盟国に命じています。これらの決定がメディアで大きな注目を集めているため、PwCは、影響を受ける可能性がある企業に対し、見積りの不確実性に関する開示の必要性を慎重に評価することを推奨します。

### 税務

世界各国の規制当局が税務会計および開示を引き続き重視しています。特に注目を集める領域の一つが、企業のみなし税率と実効税率間の調整です。以下のようなケースにおいて、企業に対して異議が申し立てられています。

- 調整項目が、持続可能な税率について投資者が理解するのに十分な情報を提供できないレベルで集約されていた。
- 調整項目についての記載が戦略報告書と整合しておらず、かつ不明瞭であった。
- 当期税金の調整のみで、税金費用総額の調整がない。

税務上の不確実性は、国際機関、欧州の各機関や各国政府による最近の異議申立てを考慮すると、増大しているといえます。そのため、税務リスク、会計方針、判断および見積り等の開示はますます重要になっています。

**キャッシュ・フロー計算書における表示および分類** 多くの規制当局が、企業に継続的に異議申立を行い、繰り返し誤謬を発見する領域としてキャッシュ・フローを挙げています。多くの場合、キャッシュ・フロー計算書は財務報告プロセスの終盤に作成されます。各項目を営業活動、財務活動および投資活動に分類するには判断が必要となることがあります。関心の高い共通の領域として、次のものがあげられます。

- ヘッジ活動によるキャッシュ・フローがヘッジ対象となる取引と同じ方法で分類されている場合
- 自己株式の購入が財務活動に分類されている場合
- 関連当事者に対する貸出しが投資活動に分類されている場合
- 企業結合において発生した取引コストが営業活動に分類されている場合
- 取得企業が被取得企業の既存の負債を返済する場合で、返済の選択が取得企業の裁量による場合は財務活動に分類すべきであり、そうでない場合は投資活動に分類すべきである
- 非支配持分(NCI)に対する支払が財務活動に分類されている場合
- 追加的または例外的な活動に関連する重要なキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書上明確に表示しなければならない

誤謬が発生しやすい、または開示の改善が求められるその他の重点項目には、非資金取引および相殺表示が適切であるかどうかがあります。

**サプライヤー・ファイナンス** サプライヤー・ファイナンスが実行された場合の会計処理についても、依然として多くの質問が寄せられています。このような取引が行われた場合、サプライヤーに対する買掛金の認識を中止して、銀行の借入金を認識すべきかどうかという論点が生じます。サプライヤー・ファイナンスの会計処理は、特定の実態および状況に応じて行われます。

**債務の再編** PwCは、借入限度枠又は社債による資金調達など、発行済の負債性金融商品の再編についても数多くの質問を目にし続けています。検討すべき主要な領域には次のものがあります。

- IAS第39号は、負債性金融商品の条件交換または修正が同じ借手/貸手によるものである場合には、新旧の負債が大幅に異なる条件を有しているかどうかの評価を要求しています。その他に判断が要求される領域には、条件変更または消滅に関する利得または損失の取扱い、および再交渉の一環として発生した手数料の取扱いがあります。
- 銀行以外の金融系企業は、例えば、当初の社債を買い戻して変更後の社債を投資家に提供するなどのための仲介者として、銀行を使用する場合があります。この場合、慎重な判断を要する重要な検討事項として、銀行が代理人として行動しているのか本人として行動しているのかの検討がありますが、これは判断に高く依拠します。
- 信用枠が設定されていない場合の条件変更に関する会計処理。

**キャッシュ・プーリング契約** 多くの企業グループがキャッシュ・プーリング契約を締結しています。IAS第32号は、金融資産および金融負債の相殺に関するガイダンスを提供しています。キャッシュ・プーリング契約には様々な形態があり、余剰資金の強制弁済(キャッシュ・スイープ)は行わないが正味ポジションにかかる利息は稼得されるノーショナル・スイープ契約などもこれに含まれます。こうしたケースでは実際のスイープもキャッシュ・ポジションの相殺を行う意図も存在しないため、金融資産と金融負債の相殺は不適切です。ガイダンスの適用が複雑かもしれません。こうした契約の評価においては、運営上および契約上の取決めを理解することが重要になります。

**セール・アンド・リースバック取引** セール・アンド・リースバック取引に関連する質問が増加しています。これらの取引の評価は慎重に行う必要があります。一部の取引において、取引の実質がリースであるというよりはむしろ担保付借入であることを示唆している場合があります。同様に、グループ内のセール・アンド・リースバック契約に経済的実質が存在するかどうかの評価も慎重に行う必要があります。